

青森県報

第三千五百三十六号

平成二十四年

五月九日

(水曜日)

目次

告 示

青森県議会議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例第五條第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正…… (人事課) …… 一

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十條の二第一項の知事が定める金額の一部改正…… (同) …… 二

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十條の二第一項第三号の知事が定める施設の一部改正…… (同) …… 二

軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更…… (税務課) …… 二

公 告

青森県環境放射線監視テレメータシステム更新業務の委託に係る一般競争入札…… (原簿子策力) …… 二

公安委員会

青森県交通安全活動推進センターの名称等の変更…… (交通企画課) …… 四

公営企業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程…… (病院局) …… 四

告 示

青森県告示第三百八十五号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号(青森県議会議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例第五條第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額)の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、六一三元	一一、九五四円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇二八円	一二、九五四円
二十五歳以上三十歳未満	五、六四八円	一三、〇九〇円
三十歳以上三十五歳未満	六、二〇八円	一五、九四四円
三十五歳以上四十歳未満	六、六四七円	一八、四九八円
四十歳以上四十五歳未満	六、九二五円	二一、六八五円
四十五歳以上五十歳未満	六、九〇三元	二二、五二四円
五十歳以上五十五歳未満	六、五五一円	二四、五五一円
五十五歳以上六十歳未満	五、七五七円	二二、〇五二円
六十歳以上六十五歳未満	四、六〇二円	一九、〇九〇円

六十五歳以上七十歳未満	三、九五〇円	一五、二四七円
七十歳以上	三、九五〇円	一一、九五四円

附 則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県告示第百八十六号

平成八年五月十五日青森県告示第百四十五号（青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

表常時介護を要する状態の項中「十万四千五百三十円」を「十万四千二百九十円」に、「五万六千七百二十円」を「五万六千六百円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千二百七十円」を「五万二千五百十円」に、「二万八千三百六十円」を「二万八千三百円」に改める。

附 則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る介護補償について適用し、同月前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

青森県告示第百八十七号

平成八年五月十五日青森県告示第百四十六号（青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項第三号の知事が定める施設）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

第三号を削る。

青森県告示第百八十八号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の五前段の規定により告示する。

平成二十四年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	有限会社川口石油店	川口 伝蔵	八戸市大字市川町字高屋敷二の九〇	平成三・二・一〇
変更後		川口 芳美		

公 告

青森県環境放射線監視テレメータシステム更新業務の委託に係る一般競争入札次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年五月九日

一 一般競争入札に付する事項

- 1 業務名 青森県環境放射線監視テレメータシステム更新業務
- 2 業務内容 入札説明書による。

二 履行期限

平成二十五年三月一日

三 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項に規定する者に該当しないこと。
- 2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号。以下「財務規則」といふ。）第二百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- 3 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、Aの等級に格付けされた者であること。
- 4 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」といふ。）に基づき知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に受けていない者であること。
- 5 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十五号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- 6 過去十年間に、国又は地方公共団体若しくは原子力施設において、放射線の連続監視に係る複数の測定局から測定データを収集するテレメータシステムの整備に係る履行実績（下請負人としてのものを除く。）があること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率二十パーセント以上の場合に限る。
- 7 システムの障害発生時には、ソフトウェア及びハードウェアに係る技術者が速やかに現地での復旧作業を開始できる体制を有している者であること。

四 資格の審査等

- 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」といふ。）により、審査を受けなければならない。

- 2 提出部数 二部
- 3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十四年六月四日午後五時までに青森県環境生活部原子力安全対策課長に提出しなければならない。また、申請書及び関係書類の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

五 入札説明書の交付等

(一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
 青森市長島一丁目の一
 青森県環境生活部原子力安全対策課安全対策グループ
 電話 〇一七 七三四 九二五三

六 入開札の日時及び場所

- 1 日時 平成二十四年六月十八日 午後一時三十分
- 2 場所 青森市長島一丁目の一
青森県庁北棟二階C会議室

3 その他

郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により配達証明付書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名、入開札期日及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者職氏名）を表記し、表封筒には平成二十四年六月十八日入開札、件名入札書在中」と朱書きの上、青森県環境生活部原子力安全対策課長あてに「親展」により平成二十四年六月十五日午後五時までに到着するよう郵送すること。

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は財務規則第五百五十九条の規定による。

九 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約の締結

1 財務規則第百五十一条の規定により、落札決定の日から七日以内に契約を締結する。ただし、落札者からの申し出により契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りでない。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が三に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 入札条件

財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項を除く。）及び入札説明書に定める事項を遵守すること。

十二 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十三 その他

- 1 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Subject matter of the contract :

System development of Aomori Prefecture Telemetry System for Environmental-Radiation Monitoring

2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification :

5:00P.M., 4 June, 2012

3 Time-limit for the submission of tenders :

1:30P.M., 18 June, 2012 (tender submitted by mail 5:00P.M., 15 June, 2012).

4 Contact point for the notice:

Nuclear Power Safety Division

Department of Environment and Public Affairs

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashina Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9253

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十七号

交通安全活動推進センターに関する規則（平成十年国家公安委員会規則第三号）第三号第一項の規定により、青森県交通安全活動推進センターから、同規則第一号第一項第一号の名称及び同条第二項の事務所の名称について変更の届出があったので、同規則第三号第二項の規定により公示する。

平成二十四年五月九日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 名称

一般財団法人青森県交通安全協会

二 事務所の名称

一般財団法人青森県交通安全協会青森県交通安全活動推進センター

公 営 企 業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年五月九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第五号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第六条の二第二項」を「第六条の二第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第六条の三第二項」に改め、「第五条第八項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭